

## 環境配慮型建築材料登録審査委員会運営要領

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

### 1 趣旨

この要領は、環境配慮型建築材料登録規程（HW-環境型 001-2023）（以下「規程」という。）第 18 条第 5 項の規定に基づき、委員会の運営に関して必要な事項を定めるものである。

### 2 委員の任期

- 2.1 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2.2 委員は、再任することができる。

### 3 委員会の開催

- 3.1 委員会は、センター理事長が召集する。
- 3.2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

### 4 委員長

- 4.1 委員会に委員長を置く。
- 4.2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4.3 委員長は、委員会の進行を担うものとする。
- 4.4 委員長に事故があるときは、予め、その指名する委員がその職務を代理する。

### 5 委員会の審議事項

委員会は、センター理事長の諮問に基づき、以下の事項を審議する。

- 5.1 規程第 8 条及び第 13 条第 2 項に規定する申請に係る審査に関する事項
- 5.2 規程第 8 条第 2 項に規定する登録の要件に係る技術基準等の制定及び改正

### 6 作業部会

- 6.1 センターは、委員会の審議の能率的な推進を図るため、委員会の了承の下に、専門的技術事項の整理を行うため、作業部会を置くことができる。
- 6.2 作業部会の委員は、委員会の了承のもとに、センター理事長が委嘱する。
- 6.3 作業部会委員の任期は、当該整理事項を委員会に報告するまでの期間とする。

### 付則

この運営要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

制定：令和 5 年 7 月 1 日 住木認発第 90 号